日本におけるララ物資配分体制の構築過程

-1946 (昭和 21) 年の配分開始期に焦点をあてて-

○ 立教大学 西田恵子 (会員番号 1970)

キーワード:ララ物資 配分 厚生省

1. 研究目的

第2次世界大戦後、日本へ送られたララ物資の意義について社会福祉の領域で明らかにする ことが研究全体の目的である。ララ物資とは、第2次世界大戦後、戦災国である日本にアメリ カの民間団体 Licensed Agencies for Relief in Asia(アジア救援公認団体、通称 LARA、以下 「LARA」という。) が 1946 年 11 月から 1952 年 6 月にかけて送った救援物資のことである。 既存の様々な社会システムが崩壊した戦後混乱期、戦中戦前からの要援護者は一層厳しい状況 に置かれるとともに、終戦によってあらたに生存、生活に困難を来した者が加わり、救済を要 する層は拡大した。しかし社会福祉の諸制度は未整備であり、公的な保障もいきわたらない状 況が続いていた。そこに以前から海外の救援活動を行っていた民間組織によって救援物資が届 けられ、厚生省を窓口として全国で配分が行われることとなった。全期間で計 458 船により、 食糧・衣服・医薬品・靴・石鹸・布地・綿など総量約 3,300 万ポンド (約 15,000 トン)、当時 の金額にして1,100万ドル(日本円で400億円)に相当する量である。配分先は児童施設、老 人収容施設、結核・癩施療施設(当時の名称を用いる)をはじめ、ミルク・ステーション、戦 災者引揚寮、病院など施設が多くを占め、配分対象となった施設の数は約5,500にのぼる。GHQ、 日本政府が関わり進められた大規模なこの救援活動についての文献はそれほど多いとはいえ ない。1952 年に厚生省がまとめた『ララ記念誌』が長いこと唯一まとまった文献であった。 そこに新たな知見を加えたのが、多々良紀夫が全国社会福祉協議会の依頼を受けてアメリカで 行った調査をもとに 1999 年に著した『救援物資は太平洋をこえて 戦後日本とララの活動』で ある。1952 年の厚生省の『ララ記念誌』を含め、それまでララの発足経過は不明というのが 通説であったが、多々良は ACVAFS が母体組織であること、日本への救援活動を行った LARA は韓国も活動対象としていたこと、LARA はドイツへの救援活動を行った CRALOG の日本版 (アジア版)であることなどを明らかにし、ララ物資の研究に大きな成果を残した。しかし、 膨大な物資の配分の実際、救援活動に関わった様々な組織の実際等についての把握及び分析は まだ十分に行われているとはいえない。そこで本研究では、救援物資の配分過程の把握に取り 組むこととした。

2. 研究の視点および方法

活動が開始された 1946 (昭和 21) 年にまず焦点をあて、配分の運営管理の第一線となった 都道府県担当部局と配分施設(社会事業施設等)、都道府県担当部局と厚生省の連絡調整の状 況を把握する。

日本国内の公文書館等で閲覧、収集した資料を読解、検討する。検討に際しては、これまでに行ったアメリカ、ドイツ、韓国での調査の成果を適宜、活用する。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守している。文献、資料の引用にあたっては出典を明らかにする。研究の過程で証言を得る際には、協力者の名誉やプライバシー等の人権を侵害することがないよう十分な配慮を行っている。

4. 研究結果

SCAP が LARA 代表をアメリカから日本へ派遣することを許可したのは 1946 年 6 月 1 日で、M. J. マキロップが 6 月 19 日、E.B. ローズが 6 月 20 日に来日した (多々良)。二人は翌日の 6 月 21 日に厚生省社会局長である葛西嘉資に電話の上、訪問し、救援物資の提供を申し出る(厚生省)。 同年 8 月 30 日、SCAPIN1169「ララ救援物資受領並配分に関する連合軍最高司令官総司令部の 日本帝国政府に対する覚書」が示され、厚生省は9月20日にその回答として一般計画書を提 出する。そして同年11月30日に横浜港へ第1船が、翌年1947年1月9日に第2船が入港す るのである。この動きを背景として、たとえば京都府の場合、11月21日に厚生省から「本月 二十八日午後一時麹町丸ノ内二丁目中十三号館内ララ救援物資中央委員会事務所於てララ救 援物資配分事務打合会開催するにつき主務課長を出席せられたい 社会局長」という電報を受 け取り、担当者を派遣している。11月30日付の社会課長Hと地方事務官Sの連名による復命 書が民生部長、係長の回覧をもって K 知事宛に提出され、そこには「受領団体に関する事項」、 「配分の対象に関する事項」、「割当量に関する事項」、「貯蔵に関する事項」、「輸送に関する事 項」、「警備に関する事項」、「報告に関する事項」、「経費に関する事項」、「地方別打合会に関す る事項」が記されている。そして S は 12 月 3 日付で 12 月 9 日に京都府における「ララ救援物 資配分に関する打合会」を開催する起案を作成している。午前に協力者との打ち合わせを、午 後に受領施設を対象としているが、午前の出席者はララ代表の一人である G.E.バット、厚生省 曽我事務官、軍政部、二条駅、合同運送、三井物産、行政警察課、行政公安課、民生部長、社 会課長、係官である。午後の出席者のメモには施設、救護所、病院の名称が連なっている。厚 生省が示した受領書の様式は、配分が始まると各施設が必要事項を書き込み提出した。受領書 には受領物品の表に続き、「左記物品ララの目的により生活困窮者の救済用に供し不正配分横 流し等は絶対に為さざることを条件として正に受領仕候」と記されていた。

5. 考察

かつて LARA を代表した三人のうちの一人であった E.B.ローズは第 2次世界大戦後の救援活動について、日本におけるそれが最もうまくいったと評した。公文書館等で収集した資料を見るかぎり 1946 年の厚生省と都道府県、都道府県と各施設との間で進められたララ物資の配分と受領は、ララ中央委員会が示した物資の配分と受領に係る指示を遵守し、的確に実施するよう努めている様子がうかがえる。配分された食料に腐敗したものがあれば、その量を報告するなどはその現われのひとつであろう。戦後混乱期の危機的状況から脱却できない時期にありながら、このような遂行が可能だった要因は何であったか、また配分過程で不正や問題が無かったのかなど、多面的な把握に努めたい。さらに、受領者側の復命書や日誌などの掘り起こしや把握を通じて、絶対的な困窮状況にある人びとにとってララ物資の配分過程が妥当なものであったかどうかについても検討する必要がある。

[本研究は JSPS 科研費 18H00952 の助成を受けています。]